

第十四条 終了

1 この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から三年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、他方の締約者に対し外交上の経路を通じて書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

- (a) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
(c) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

2 この協定が終了する場合においても、各締約者は、この協定に基づき当該締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
二千十四年六月十八日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
林景一
英領バージン諸島政府のために
オランダ・スミス

厚生労働省告示第百八十八号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次のように改正する。

- 平成二十六年十月一日
第三第一号を次のように改める。
一 削除
第三に次のように加える。
五十一 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術 根治切除が可能な胃がん(ステージⅠ又はⅡであつて、内視鏡による検査の所見で内視鏡的胃粘膜切除術の対象とならなことが判断されたものに限る。)

財務省告示第百三三三号

次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十八号)の一部の施行に伴い、並びにたばこ事業法施行規則(昭和六十年大蔵省令第五号)第二十条第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年十月一日
財務大臣 麻生 太郎

たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項の一部を改正する告示
たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項(平成十年三月十七日大蔵省告示第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二項第一号中「母汁及び真露醸造法」を「母汁及び父汁並びに真露醸造法」と、「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

附則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

厚生労働省告示第百八十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第二十条の二の三第二項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修(平成十八年厚生労働省告示第百八十二号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年十月一日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二条の表研修を実施する期間の欄中「平成二十六年九月三十日まで」を「平成二十九年九月三十日まで」に改める。

厚生労働省告示第百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年十月一日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第九号イ及び第十号イ中「平成二十六年九月三十日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。
○農林水産省告示第百三十七号
出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十三号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十六年十月一日
農林水産大臣 西川 公也

Table with 4 columns: 出願品種の属する農林水産植物の種類, 出願品種の名称, 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所, 品種登録出願の番号及び取り下げ年月日. Rows include Chrysanthemum x morifolium Kamat., Forest Aroma, Rosa L., and Echinacea Moench.

農林水産省告示第百三十八号

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十六年において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十六年十月一日
農林水産大臣 西川 公也

- 1 農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称
農機具の種類 農機具の型式名
農用トラクター(乗用型) 三菱 C F A K 50
農用安全キヤッチ及び安全フレーム 214012 三菱農機株式会社

2 検査成績の概要
検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧できるとともに、農林水産省ホームページ( URL : http://www.maff.go.jp )に掲載する。